

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2022 年 10 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習するとより理解が深まります。また、より深く学びたい場合は、その他の条文についても e - G o v 法令検索（総務省）などで確認すると良いでしょう。今回のテーマは「個人型年金の加入者」です。

第 1 講 「個人型年金の加入者」

（確定拠出年金法第 62 条ほか）

個人型年金の加入者に関する規定としては、確定拠出年金法第 62 条（個人型年金加入者）があり、この他に関連する規定として確定拠出年金法施行令第 34 条の 2（法第 62 条第 1 項第 2 号の政令で定める者）などがあります。

まず、これらの条文を見てみましょう。

確定拠出年金法第 62 条

第 1 項 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法第八十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者（以下これらの者を「保険料免除者」という。）を除く。）

二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型掛金拠出者等」という。）を除く。）

三 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者

四 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。）

第 2 項 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、個人型年金加入者としな

一 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者

二 国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権を有する者

（第 3 項以下略）

確定拠出年金法施行令第 34 条の 2

法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であって、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者とする。

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第 62 条 1 項第 1 号～第 4 号では、個人型年金に加入できる者として、国民年金の第 1 号被保険者（自営業者等）、第 2 号被保険者（会社員、公務員等）、第 3 号被保険者（専業主婦等）、任意加入被保険者が定められています。つまり、国民年金の被保険者であれば個人型年金に加入できるということです。なお、第 2 号被保険者とは 65 歳未満の厚生年金保険の被保険者のことです。また、任意加入被保険者は国民年金法附則第 5 条第 1 項第 2 号、第 3 号に定められている任意加入被保険者が対象となるため、国民年金法平成 16 年改正法附則第 23 条等に定められて

いる 65 歳以上 70 歳未満の特例任意加入被保険者は加入できません。従って、加入できる任意加入被保険者は、国内に居住する 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者、日本国籍を有する海外に居住する 20 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者となります。つまり、第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者の場合は 60 歳未満、第 2 号被保険者及び任意加入被保険者の場合は 65 歳未満の者が個人型年金に加入できます。

ただし、次に該当する場合は、個人型年金に加入することはできません。

まず、国民年金の第 1 号被保険者の場合は、第 1 項第 1 号の括弧書きにより、「保険料免除者」は個人型年金に加入することはできません。ここでいう「保険料免除者」とは、国民年金保険料の免除だけでなく納付猶予を受けた者も含まれます。ただし、障害基礎年金を受けているために保険料を免除されている者は「保険料免除者」には含まれないため、個人型年金に加入することができます。なお、保険料免除者の定義として記載されている、国民年金法第 89 条や第 90 条などは国民年金の保険料の免除・納付猶予に関する規定です。

国民年金の第 2 号被保険者の場合は、第 1 項第 2 号の括弧書きにより、「企業型掛金拠出者等」は個人型年金に加入することはできません。「企業型掛金拠出者等」とは、企業型年金で加入者掛金拠出（いわゆる「マッチング拠出」）を行っている者その他政令で定める者です。その他政令で定める者とは、事業主掛金が各月の拠出限度額以下かつ各月拠出となっていない企業型年金加入者のことです（確定拠出年金法施行令第 34 条の 2）。このことから、企業型年金加入者が個人型年金に同時加入するためには、企業型年金加入者掛金拠出を行っていない者であって、かつ事業主掛金が各月の拠出限度額以下かつ各月拠出であることが要件となります。なお、同時加入の場合は、個人型年金でも加入者掛金を各月の拠出限度額以下かつ各月拠出とする必要があります（確定拠出年金法施行令第 35 条）。

さらにこれらの加入要件を満たす場合でも、確定拠出年金法第 62 条第 2 項第 1 号、第 2 号に該当するときは個人型年金に加入できません。

第 1 号は、確定拠出年金の個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者、又は受給権を有する者であった者です。ここでいう「受給権」とは、老齢給付金の裁定請求を行い、老齢給付金を受給中又は受給を終了した者のことです。従って、通算加入者等期間の要件を満たしていても、裁定請求を行っていない者は該当しません。また、企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等であっても、そのことによって個人型年金の加入対象から除外されることはありません。（確定拠出年 Q & A No. 230、230 - 1）。

第 2 号は、公的年金の老齢年金を受給している者です。ここでいう「公的年金の老齢年金」には、老齢基礎年金や老齢厚生年金を繰上げて受給する場合も含まれます。ただし、特別支給の老齢厚生年金は含まれません（確定拠出年金法施行令第 34 条の 3）。

60 歳以上で個人型年金に加入する場合には、国民年金の被保険者であるか否かに加えて、他の年金給付等の受給状況を確認する必要があります。

今回は、「企業型年金の加入者」です。

※記載内容は 2022 年 10 月 1 日現在の法令に基づくものです。

2022 年 5 月 1 日より、個人型年金の加入対象者として定められていた「60 歳未満の厚生年金保険の被保険者」が「国民年金の第 2 号被保険者」に変更されました。また、「任意加入被保険者」が追加されました。これにより、60 歳以上 65 歳未満の厚生年金保険の被保険者、国内に居住する 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者、日本国籍を有する海外に居住する 20 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者が、個人型年金に加入できるようになりました。

2022 年 5 月 1 日より、個人型年金加入者とならない者として、「個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又は受給権を有する者であった者」、「公的年金の老齢給付金の受給権を有する者」が追加されました。

2022 年 10 月 1 日より、個人型年金に同時加入できない企業型年金加入者が、「企業型年金規約で企業型年金加入者掛金拠出が定められている企業型年金加入者」から、「企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者」に変更されました。これにより、いわゆる「マッチング拠出」が導入されている企業型年金の加入者であっても、本人がマッチング拠出を行っていないこと等の要件を満たせば、個人型年金に加入できるようになりました。